

令和2年度相談支援従事者指導者養成研修実施要綱

1 目的

本研修は、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営に携わる中核的な役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。

2 主催者

厚生労働省

3 内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、オンデマンド配信及び双方向通信を用いたオンラインによる研修とし、初任者研修及び現任研修、主任研修の都道府県等における企画立案に資する内容を中心として実施する。

4 開催期間

令和3年3月1日（月）

※Zoomによる双方向通信によるプログラム実施日。

※ただし、別紙プログラムのうち、「事前受講」となっているものについては、双方向通信によるプログラム開始までの間に受講（視聴）しておく形とする（映像の公開は別途通知予定）。

5 開催場所

国立障害者リハビリテーションセンター学院（埼玉県所沢市並木四丁目1番地）

※ただし、受講者は、今年度実施する全ての研修プログラムについて、オンライン形式（映像配信・オンデマンド形式及びZoomによる双方向通信形式）にて受講するものとする。

6 受講対象者

本研修の受講対象者は、次のとおりとする。

なお、受講者の選定に当たっては、昨年度の国研修との一定の継続性を保つ観点から、昨年度と同じ受講者を一定数含めた形で受講者を選定することが望ましい。

(1) 現に相談支援に従事している者等であって、「相談支援従事者研修」において企画立案・運営に携わる中心的な役割を担う者（「相談支援従事者研修」において指定・委託先の職員等であり企画・運営又は講師の役割を担う者も含む。）

(2) 都道府県職員であって、「相談支援従事者研修」を担当している者

7 受講者数

各都道府県等の受講者数は、次のとおりとする。

(1) 6の(1)に該当する者

以下の各コース2名の計6名とする。

①初任者研修コース

②現任研修コース

③主任研修コース

※3月1日のZoomによるプログラムの一部について、本コース分けに基づいて演習を実施する。

(2) 6の(2)に該当する者

1名とする。

8 受講手続

都道府県は、受講者を選考の上、令和3年1月29日(金)までに、(1)(2)については電子メールで、(3)については受講申込者全員の承諾書を取りまとめの上、郵送で12の(2)の国立障害者リハビリテーションセンター学院宛申込手続きを行うこと。

(1)「令和2年度相談支援従事者指導者養成研修受講申込書」(別紙様式1)

受講者の氏名欄については、誤字・脱字・ふりがな誤り等のないよう留意すること。

※本研修においては、受講者の相互の連携強化に役立てることを目的として、当該受講申込書を基に、都道府県名、氏名、所属及び電子メールアドレスを記載した「受講者名簿」を受講者に配付する予定であるので、当該名簿への記載を希望しない者は、備考欄にその旨を付記すること。

(2)「障害のある受講者に対する特別措置の申出書」(別紙様式2)

推薦する受講者の中に、障害により特別な措置を必要とする者が含まれる場合に限るものとする。

(3)承諾書(原本)

9 受講者の決定及び通知

受講者の決定は、国立障害者リハビリテーションセンター学院が行い、決定後速やかに各都道府県に対し通知するものとする。

10 研修経費

研修資料は電子媒体で配布するため、今年度は徴収しない。

なお、印刷を行う場合の費用は受講生が負担するものとする。

また、通信環境等に係る費用は受講生が負担するものとする。

11 留意事項

- (1) オンラインで配信される講義は、受講者以外にも、研修企画・立案に従事する者の視聴を可とする（令和3年9月30日までは視聴可とする）。ただし、広く一般に公開するものではないため、視聴する者の選定や配信チャンネルに関する情報は都道府県の責任において管理すること。
- (2) 双方向通信により実施するプログラムはその様子を録画し、(1)と同様の取扱方法にて視聴を可とする。そのため、都道府県はこのことに同意する者を推薦すること。
- (3) 本研修で使用する映像のハードディスク等の媒体への保存や再配布、都道府県研修等への二次利用を行うことは禁止する。著作権や肖像権等の侵害となる場合もあるので、十分注意すること。
- (4) 研修資料の都道府県研修等への利用にあたっては下記の要領を遵守すること。
 - ・ 引用する場合は、下記の例のとおり出典及び箇所を明示すること。
例「出典：令和2年度相談支援従事者指導者養成研修資料 p. ●」
 - ・ 一部改変して引用する場合は、改変した旨を明示すること。
例「出典：令和2年度相談支援従事者指導者養成研修資料 p. ●（一部改変）」

12 照会先

- (1) 本研修の内容及び課題等に関する事項
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室相談支援係
住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-5253-1111（内線 3149）
FAX：03-3591-8914
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp
- (2) 本研修の受講手続、受講決定等に関する事項
国立障害者リハビリテーションセンター学院
住所：〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1
TEL：04-2995-3100（内線 2612）
FAX：04-2996-0966
E-mail：ML-gakuin-kensyu3@rehab.go.jp
URL：http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/schedule_2020/